

京都市告示第104号

平成29年3月31日京都市告示第711号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成29年5月1日から次のように改めます。

平成29年4月28日

京都市長 門川 大作

「

醍醐南市営住宅	第10棟から第12棟まで	101号から109号まで 及び201号から209号まで	0.8699
		その他	0.8199

」

を

「

醍醐南市営住宅	第10棟から第12棟まで		0.8699
---------	--------------	--	--------

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)